

西神中央駅前広場(西側)概略設計業務委託に係る公募型プロポーザルにおける質問回答

※同内容の質問については集約・省略し、回答しています。

受付日	番号	資料	ページ	対象項目	質問内容	回答
8月6日	1	実施要領	5	(3) 既存物件の取り扱い	表に記載のないサイン、舗装、ベンチ等のファニチャー、横断抑止柵、植栽については提案範囲に含まれると考えて宜しいでしょうか。	<p>サインについては、全市的なガイドラインに基づき、別業務にて案内サイン配置計画が検討されているため、本業務の提案範囲には含まれません。ただし、本業務着手後に、サイン配置計画の検討内容に合わせて、配置場所等の調整やサイン計画を本設計に反映していただく必要が生じる場合があります。</p> <p>参考：神戸市まちの案内サイン共通仕様書（平成29年12月改定） https://design.city.kobe.lg.jp/2017/12/sign-manual-17/</p> <p>その他については、特記仕様書「8. 業務内容(2)設計条件」に記載の通り、本業務の検討範囲に含まれており、整備費用の目安から大きく逸脱しない範囲内であれば、提案いただくことは可能です。</p>